

基礎・境界ソサイエティとの共同運営に基づく
NOLTA ソサイエティ研究集会事務処理要綱
の特例に関する覚書

(2023年3月23日制定)

この覚書では、ESS-NLS 共同運営委員会によって承認された、「基礎・境界ソサイエティとの共同運営に基づく NOLTA ソサイエティ研究集会事務処理要綱（以下、事務処理要綱）」に対する特例、特に、定期的開催される会議に対する慣例的な特例について記す。

1. 日本以外の場所で開催され IEICE が会計上の責任を一切負わない JKCCS (KJCCS) の開催については、予算計画、決算報告ならびに会計四半期報告の提出を省略することができる。
2. 定期的開催される会議については、IEICE 本部ならびにソサイエティのロゴの使用申請は、NLS 運営委員会および ESS-NLS 共同運営委員会における会議開催申請と同時に行うことができる。